

環境確保条例施行規則第4条の13第2号に規定する「知事が認める機関」の基準

1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の13第2号に規定する「知事が認める機関」（以下「認証機関」という。）について、その認定の基準（以下「基準」という。）について定めるものである。

2 用語

この基準で使用する用語は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）及び規則で使用する用語の例による。

3 基準

基準は、認証機関になろうとする者（以下「認証機関希望者」という。）が、次に掲げる全ての要件を満足することとする。

- （1）電気等環境価値保有量の認証（以下「環境価値認証」という。）の基準が、東京都が電気等環境価値保有量の検証に求める水準以上のものであること。
- （2）公平、中立な外部専門家により環境価値認証に係る業務の監査等が行われる体制を有すること。
- （3）必要に応じて有識者の意見を聴取する体制を有すること。
- （4）（1）から（3）までの要件を満足する状況において、環境価値認証の業務の経験が通算して2年以上あり、かつ、環境価値認証に係る発電設備又は熱利用設備の認定の業務の経験が30件以上あること。ただし、認証機関から環境価値認証の業務を譲り受けた認証機関希望者（認証機関について相続、合併又は分割があった場合において、当該認証機関から環境価値認証の業務を承継した者を含む。）にあっては、この限りでない。
- （5）法人であること。
- （6）認定の取消し（6（1）オに該当したことによるものを除く。）があった場合にあっては、当該取消しの日から2年を経過していること。

4 認定の手続

- （1）認証機関希望者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- （2）知事は、申請書を提出した認証機関希望者が基準に適合しない者であるとき、又は申請書のうちに重要な事実の記載が欠けていることにより基準への適合を判断できないときは、当該認証機関希望者を認証機関として認定しないものとする。
- （3）知事は、認証機関希望者が基準に適合すると認定し、又は認定しなかったときは、その旨を別記第2号様式により認証機関希望者に通知するものとする。
- （4）知事は、認証機関希望者が基準に適合すると認定したときは、その旨を公示するものとする。

5 廃止の手続

認証機関は、認定に係る環境価値認証の業務を廃止しようとするときは、別記第3号様式により、あらかじめ、その旨を、知事に届け出なければならない。ただし、法人の消滅又は解散その他あらかじめ届け出ることができないと知事が認めた場合にあっては、事後の届出とすることができる。

6 認定の取消し

(1) 知事は、認証機関が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

ア 不正の手段により認定を受けたとき。

イ 基準に適合しなくなったとき。

ウ 環境価値認証の業務に関し、不適正な行為があったとき。

エ 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

オ 環境価値認証の業務を廃止したとき。

(2) 知事は、認証機関の認定を取り消したときは、その旨を別記第4号様式により認証機関希望者に通知するとともに、その旨を公示するものとする。

(3) 知事は、認定を取り消した場合において、取消しの日までに実施された環境価値認証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

名 称

代表者の氏名



環境価値保有量認証機関認定申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条の13第2号に規定する「知事が認める機関」としての認定について、次のとおり、申請します。

申請者（法人）の名称	
認証業務を行う主たる事務所の所在地	
連 絡 先	会社名
	住 所
	所 属 名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
	備 考
※受付欄	

備考 次の基準に適合することを証する書類を添付すること。ただし、認証機関から環境価値認証に係る業務を譲り受けた者にあつては、（4）に適合することを証する書類に代えて、当該譲り受けたことを証する書類を添付すること。

- （1）環境価値認証の基準が、東京都が環境価値保有量の検証に求める水準以上のものであること。
- （2）公平、中立な外部専門家により環境価値認証に係る業務の監査等が行われる体制を有すること。
- （3）必要に応じて有識者の意見を聴取する体制を有すること。
- （4）（1）から（3）までの要件を満足する状況において、環境価値認証の業務の経験が通算して2年以上あり、かつ、環境価値認証に係る発電設備又は熱利用設備の認定の業務の経験が30件以上あること。

環境価値保有量認証機関認定（認定拒否）通知書

第 年 月 号
日

殿

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった環境価値保有量認証機関の認定については、次のとおり決定したので、通知します。

申請者（法人）の名称	
認証業務を行う主たる 事務所の所在地	
認 定 の 決 定	☐ 環境価値保有量認証機関として認定する。 ☐ 環境価値保有量認証機関として認定しない。 認定しない理由
備 考	

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

環境価値保有量認証機関業務廃止届

環境価値保有量の認証の業務の廃止について、次のとおり届け出ます。

認 証 機 関 の 名 称	
認 証 業 務 を 行 う 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
連 絡 先	会 社 名
	住 所
	所 属 名
	担当者名
	電話番号
	FAX 番 号
	メールアドレス
備 考	
※受付欄	

環境価値保有量認証機関取消通知書

第 年 月 号
日

殿

東京都知事

次のとおり、環境価値保有量認証機関としての認定を取り消すものとする。

認 証 機 関 の 名 称	
認証業務を行う主たる 事 務 所 の 所 在 地	
認定を取り消す理由	
認定を取り消した日 までに実施された 認証について取消し の効力の及ぶ範囲	
備 考	